

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成24年 8月24日（金）

担当課：市民経済部 産業活性化課

<p>件名：（仮称）大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について</p>															
<p>提出理由：第2次一括法の施行により、工場立地法が一部改正されることに伴い、（仮称）大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定する必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため</p>															
<p>内容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和49年3月に、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地法が施行された。 ・一定規模以上の製造業など、対象となる工場（以下「特定工場」という。）の事業者は、工場の新設・増設・変更に際して、工場立地法に基づく届出を行う必要がある。 ・工場立地法では、緑地面積率等について、都道府県の条例で準則を規定することができるとされており、これを受けて、神奈川県では準則条例を定めている。 ・平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第2次一括法」という。）が施行され、工場立地法が一部改正されたことにより、緑地面積率等に係る準則条例制定権が、政令市以外の市にも移譲された。 ・このため、本市においても緑地面積率等を定めた条例を策定する必要がある。 <p>2. 工場立地法における特定工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場は、業種と規模で定められている。 業種：製造業、電気（水力・地熱・太陽光発電所を除く）・ガス・熱供給業 規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積（水平投影面積）3,000㎡以上 ・現在、大和市内には、27社29工場の特定工場（製造業のみ）がある。 	<p>3. 条例制定についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では「大和市緑の基本計画」の中で「緑と花のしくみづくり」を基本方針に掲げ、緑化の推進を図っている。具体的な緑地面積率の数値については、開発条例施行規則別表に規定がある。 ・本条例案では、緑地の確保を基本としながらも、工場立地促進の観点から、開発条例の緑地面積率と同一の数値を規定する。 <p>4. 条例案の内容</p> <p>①緑地面積率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>敷地面積 1 ha 未満</td> <td>敷地面積 1 ha 以上</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td rowspan="2">10%以上</td> <td rowspan="2">14%以上</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> </table> <p>②環境施設面積率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>敷地面積 1 ha 未満</td> <td>敷地面積 1 ha 以上</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td rowspan="2">15%以上</td> <td rowspan="2">19%以上</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> </table> <p>※環境施設面積とは、緑地面積に生活環境保持に寄与する噴水、屋外運動場、広場等の面積を加えたもの。</p> <p>③重複緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要緑地面積の1/2まで算入を認める。 <p>5. 県内各市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令市は平成12年度に緑地面積率等に係る準則条例制定権について権限移譲済であり、既に条例を制定している。 ・政令市以外では、三浦市が平成24年4月1日に条例を制定している。 ・その他、検討中は本市を含め8市、未検討は7市 		敷地面積 1 ha 未満	敷地面積 1 ha 以上	工業地域	10%以上	14%以上	準工業地域		敷地面積 1 ha 未満	敷地面積 1 ha 以上	工業地域	15%以上	19%以上	準工業地域
	敷地面積 1 ha 未満	敷地面積 1 ha 以上													
工業地域	10%以上	14%以上													
準工業地域															
	敷地面積 1 ha 未満	敷地面積 1 ha 以上													
工業地域	15%以上	19%以上													
準工業地域															
<p>経過</p> <p>H23. 8 第2次一括法公布</p> <p>H23. 12～H24. 7 関係課と協議</p> <p>H24. 4 第2次一括法施行及び改正工場立地法施行</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24. 9 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H24. 12 議案上程</p> <p>H25. 1 条例施行</p>														